

健全性政策基本方針（案）に対する意見

番号	該当箇所		意見
	ページ	記載内容	
1	－	全般	<ul style="list-style-type: none"> 過去の「形式・過去・部分」の視野に基づく指摘事項については、その指摘事項に縛られることなく、今回の新しい健全性政策の考え方に基づいて必要な措置を考え直していくことで構わない、と理解して良いか。
2	23	収益とリスクテイクの関係（全般）	<ul style="list-style-type: none"> 当期損益だけでなく将来の持続的な収益性の有無や、B/Sの含み損益も合わせて評価することにより、企業の健全性をより適切に把握することが可能になると考える。 リスクに見合った収益を稼得しているかという視点においては、自己資本比率が高くとともに、将来の持続的な収益がない、適切なリスクを取得していないと考えられる場合、自己資本比率の評価をどのように判断するのか検討する必要がある。 収益自体も、過去の事象の反映に重きを置いた現在の保険会計から、より将来の事象を反映させたIFRSで測定することも検討していく必要があると思料する。
3	29	リスクの適時適切な把握	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に活動する金融機関については、海外拠点ごとのリスクを適切に把握することが必要であるが、国・地域による活動内容が異なることから、実態に合わせて対応していくことが重要であると考え。
4	34	最低基準抵触の蓋然性に応じた働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 最低基準に抵触する蓋然性が高まった時などに、報告徴求や検査を通じた、より深度ある実態把握が必要であると思料するが、この際に、最低基準に抵触する蓋然性をどのように設定するのかポイントになると考える。 特定の数値基準に依存しすぎないように、包括的な実態把握を前提に判断頂く必要があると思うものの、一方で、基準が曖昧では、それを判定するための作業が膨大になってしまう恐れがある。効率的かつ効果的なものとなるよう配慮頂きたい。